

## 1 件 名 三浦市道路占用料条例等の一部を改正する条例の基本方針

### 2 提案の根拠・理由

本市道路占用料は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）に準拠して定めている。占用料の額については、算定の基礎となる地価水準等を反映した適正なものとするため、適宜見直しをする必要がある。

国では令和 5 年 4 月 1 日に道路占用料の改正がなされ、神奈川県道路占用料徴収条例（昭和 28 年神奈川県条例第 19 号）も令和 6 年 4 月 1 日に改正がなされた。

また、道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号）により道路に占用することが出来る物件の追加が行われた。

こうした状況を踏まえ、三浦市道路占用料条例及び三浦市河川占用料条例の改正を行うものである。

### 3 改正の内容

#### （1）三浦市道路占用料条例の一部改正【第 1 条改正関係】

道路占用料の積算基礎となる市内土地評価額、国・県が示している使用料率、造成費等を使用し、道路占用料の額を改正する。

占用物件に、道路法第 32 条第 1 項第 3 号に規定する「自動運行補助施設」に係るものを追加する。

その他所要の規定の整理を行う。

#### （2）三浦市河川占用料条例の一部改正【第 2 条改正関係】

道路占用料の見直しに伴い、河川占用料の額の改正を行う。

### 4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

### 5 経過措置

改正前の条例により算定等された占用料等のうち、施行期日前に賦課され、かつ、同日の前日までの間でその徴収が完了していないものに係る額、徴収の方法等については、なお従前の例による。